

第1号議案

久留米市田主丸公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成27年 1月29日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市田主丸公民館運営審議会委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市田主丸公民館運営審議会委員の任命について

久留米市公民館運営審議会規則第3条の規定により、下記の者を久留米市田主丸公民館運営審議会委員に任命する。

記

区分	氏名	所属	任期
(2) 社会教育の関係者	清水 良則	田主丸地域校区まちづくり振興会連絡会議	平成27年2月1日から 平成28年3月31日まで

久留米市田主丸公民館運営審議会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (H27.2.1~)	
	氏名	所属	氏名	所属
(1)学校教育の関係者	ひの 日野 正則	田主丸事務所管内 小・中学校長連絡会	ひの 日野 正則	田主丸事務所管内 小・中学校長連絡会
(2)社会教育の関係者	いわた 出田 秀人	田主丸地域校区 まちづくり振興会 連絡会議	※清水 良則	田主丸地域校区 まちづくり振興会 連絡会議
	うえの 上野 恵美子	田主丸町文化協会	うえの 上野 恵美子	田主丸町文化協会
	こが 古賀 桂子	久留米市17°ロック 小中PTA協議会	こが 古賀 桂子	久留米市17°ロック 小中PTA協議会
	こにし 小西 裕也	久留米市スポーツ 推進委員連絡協議会	こにし 小西 裕也	久留米市スポーツ 推進委員連絡協議会
	べっぷ 別府 哲英	田主丸体育振興協会	べっぷ 別府 哲英	田主丸体育振興協会
	たかやま 高山 満典	田主丸地区民生委員 ・児童委員協議会	たかやま 高山 満典	田主丸地区民生委員 ・児童委員協議会
	おぎの 萩野 縮代	田主丸町商工会	おぎの 萩野 縮代	田主丸町商工会
(3)家庭教育の向上に資する活動を行う者	よこみぞ 横溝 敏子	田主丸町地域婦人 会連絡協議会	よこみぞ 横溝 敏子	田主丸町地域婦人 会連絡協議会
(4)学識経験者	べっぷ 別府 好幸	久留米市議会議員	べっぷ 别府 好幸	久留米市議会議員

※は新任委員

○久留米市公民館条例（抜粋）

平成 16 年 12 月 28 日  
久留米市条例第 108 号

（公民館運営審議会）

第 17 条 公民館に、それぞれ公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会の委員の定数は、次の表の左欄に掲げる公民館の区分に応じ、同表右欄に定める数とする。

久留米市田主丸公民館	15 人以内
久留米市北野公民館	22 人以内
久留米市城島公民館	10 人以内
久留米市三瀬公民館	20 人以内

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## ○久留米市公民館運営審議会規則（抜粋）

平成 17 年 2 月 4 日  
久留米市教育委員会規則第 31 号

### （趣旨）

第 1 条 この規則は、久留米市公民館条例（平成 16 年久留米市条例第 108 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定により置かれた公民館運営審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第 2 条 条例第 17 条第 1 項の規定により公民館ごとに置かれる審議会は、次の表の左欄に掲げるものとし、久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項について審議するものとする。

久留米市田主丸公民館運営審議会	(1) 久留米市田主丸公民館の運営及び各種事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項
久留米市北野公民館運営審議会	(1) 久留米市北野公民館の運営及び各種事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項
久留米市城島公民館運営審議会	(1) 久留米市城島公民館の運営及び各種事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項
久留米市三瀬公民館運営審議会	(1) 久留米市三瀬公民館の運営及び各種事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項

### （委員）

第 3 条 各審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

## 第 2 号議案

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 1 月 29 日

教育長 堤 正則

### 提案理由

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会規程第4条及び第5条により、下記の者を久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
学識経験者	堺 陽一郎 さかい よういちろう	久留米市議会（議員）	平成27年2月1日 ～ 平成29年1月31日
	石橋 力 いしばし つとむ	久留米市議会（議員）	
	野田 隆子 のだ たかこ	久留米市中学校父母教師会連合会 (母親委員長)	
	☆加留部 美香 かるべ みか	南筑高等学校 P T A (副会長)	
教育職員	☆山崎 和子 やまさき かずこ	久留米市立大城小学校（校長）	
	☆権藤 博文 こんどう ひろふみ	久留米市立筑邦西中学校（校長）	
	神代 瞳子 くましろ むつこ	福岡県教職員組合久留米支部 (副支部長)	

久留米市教育職員表彰懲戒諮詢委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿	
	氏名	所属(役職)	氏名	所属(役職)
学識経験者	◎堺 陽一郎 さかい よういちろう	久留米市議会(議員)	◎堺 陽一郎 さかい よういちろう	久留米市議会(議員)
	石橋 力 いしばし つとむ	久留米市議会(議員)	石橋 力 いしばし つとむ	久留米市議会(議員)
	野田 隆子 のだ たかこ	久留米市中学校父母教師会連合会 (母親副委員長)	野田 隆子 のだ たかこ	久留米市中学校父母教師会連合会 (母親委員長)
	石松 朱美 いしまつ あけみ	久留米商業高等学校 P T A (副会長)	☆加留部 美香 かるべ みか	南筑高等学校 P T A (副会長)
教育職員	佐々木 祐子 ささき ゆうこ	久留米市立荘島小学校(校長)	☆山崎 和子 やまさき かずこ	久留米市立大城小学校(校長)
	執行 敏史 しごよう たかし	久留米市立城南中学校(校長)	☆権藤 博文 ごんどう ひろふみ	久留米市立筑邦西中学校(校長)
	神代 陸子 くましろ むつこ	福岡県教職員組合久留米支部 (副支部長)	神代 陸子 くましろ むつこ	福岡県教職員組合久留米支部 (副支部長)

◎は委員長 ☆は新任委員

## ○久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会規程（抜粋）

### （所管事務）

第2条 委員会は、久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ教育職員の表彰および懲戒に関する事項について調査審議し、およびこれらのことについて教育委員会に意見を具申する。

### （組織）

第3条 委員会は、委員7人をもつて組織する。

（昭44教規程4・一部改正）

### （委員）

第4条 委員会の委員は、教育職員のうちから3人、学識経験者のうちから4人を教育委員会が任命または委嘱する。

2 教育委員会は、必要に応じ臨時委員を任命または委嘱することができる。

（昭43教規程1・一部改正）

### （委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は教育委員会が任命または委嘱する期間とする。

第3号議案

久留米市いじめ防止基本方針の策定について

上記の議案を提出する。

平成27年 1月29日

教育長 堤 正則

提案理由

いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、市におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための方針を定めようとするものである。

# 久留米市いじめ防止基本方針(案)

平成27年 月

久留米市

1	久留米市いじめ防止基本方針策定の意義	1
2	いじめの定義と理解	1
(1)	法におけるいじめの定義	
(2)	いじめの理解	
3	いじめの防止等に関する考え方	2
(1)	いじめを生まない教育活動の推進	
(2)	いじめの早期発見の取組の充実	
(3)	いじめへの早期対応と継続的指導の充実	
(4)	地域・家庭との積極的連携	
(5)	関係機関との密接な連携	
4	いじめの防止等に対する市の施策	5
(1)	いじめの防止等のための組織等の設置	
(2)	法に基づく学校の取組状況の把握と検証	
(3)	学校における組織等設置に対する支援	
(4)	関係機関との連携	
(5)	いじめの防止等のために市が実施すべき施策	
5	いじめの防止等に対する学校の施策	8
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	
(2)	いじめの防止等のための組織等の設置	
(3)	法に基づく学校の取組状況の評価	
(4)	関係機関との連携	
(5)	いじめの防止等のために学校が実施すべき取組	
6	重大事態への対処	12
(1)	重大事態の意味	
(2)	重大事態の発生と報告	
(3)	重大事態に対する調査及び組織	
(4)	調査結果の報告	
(5)	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	

## 1 久留米市いじめ防止基本方針策定の意義

本市においては、これまで平成19年度に福岡県教育委員会が策定した「福岡県いじめ問題総合対策」等を踏まえて、いじめ問題の解決に向けて取り組んできたところである。しかし、いじめの認知件数は、平成24年度111件、平成25年度131件と県平均を上回る認知率で推移し、いじめの態様も暴力行為・金品窃取の割合が国・県より高い(25年度・中学校)などいじめの状況は未だ深刻であり、一層の取組の強化を図ることが必要である。

このため、平成25年6月に制定された「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）」及び「福岡県いじめ防止基本方針」（以下「県基本方針」という。）を参考に、全ての市立学校において、いじめの防止の取組がより体系的かつ計画的に実施されるように「久留米市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」）」を定めるものである。

「市基本方針」は、法の規定により実施すべき対策について、市教育委員会、市立学校、家庭・地域、関係機関等の役割と責任、それぞれにおいて取り組むべき事柄を明確化した。

## 2 いじめの定義と理解

### (1) 法におけるいじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の立場に立ちその被害性に着目し、

法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

心理的な影響：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

## (2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。さらに、社会に存在する人権問題と非常に共通点が多いこのようないじめの構造の、自分との関係性や不合理性を理解できるようにすることも必要である。

## 3 いじめの防止等に関する考え方

国基本方針及び県基本方針におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、本市においては、いじめの防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見の取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

### (1) いじめを生まない教育活動の推進

国立教育政策研究所がまとめた「いじめ追跡調査 2010-2012」によると、小学

4年生から中学3年生までの6年間で、いじめの加害経験と被害経験がそれぞれ8割を超える実態がある。このことから、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起これうるという強い危機意識を持ち、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の取組を行うことが重要である。すべての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格・人権を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、人権が侵害されようとしている（されている）状態を感じし、他者の痛みを想像でき、これを「許せない」と思える感覚や、問題を指摘し解決できる実践的行動力等の育成とともに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり、人権尊重の視点に立った学校づくりを進めが必要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

## (2) いじめの早期発見の取組の充実

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知し、適切に解決することが何よりも重要である。

そのため、学校や教育委員会は、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守っていくことが必要である。

### (3) いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的に対応していくことが求められる。

そのためには、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実させる必要がある。さらには、いじめの問題を学校だけで解決していこうとするのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る姿勢を大切にし、日頃からの連携が可能な体制を構築する。

### (4) 地域・家庭との積極的連携

地域社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域学校協議会の活用・活性化をはじめ、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進を図る。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようになるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

さらに、保護者はその子どもについて第一義的責任を有し、法第9条に定めるように、規範意識を養うための指導、いじめからの保護、いじめ防止措置への協力等を求められることから、家庭教育において適切な指導が行われるような働きかけを行う。

### (5) 関係機関との密接な連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会等の対応及び指導だけでは十分に効果を挙げることが困難な場合がある。

また、いじめの中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

さらには、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を法にのっとって行うことが必要である。

このことから、警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図っていく。

## 4 いじめの防止等に対する市の施策

### (1) いじめの防止等のための組織等の設置

いじめ問題への対応を進めるためには、学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組が必要なことから、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携等を図るための「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

同協議会は、法第14条第1項の規定の趣旨を踏まえ、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者で構成し、本市のいじめの現状と課題、各機関の取組等を共有化し、各機関の連携強化によるいじめの防止等を推進するものとする。

### (2) 法に基づく学校の取組状況の把握と検証

教育委員会は、県が実施する調査に併せて連携し、市基本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を調査するとともに、いじめ問題対策連絡協議会等において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を受け、改善に向けた指導及び支援を行う。

### (3) 学校における組織等設置に対する支援

教育委員会は、学校におけるいじめの防止等に関する措置が実効的に行われるようにするため、本市として人材確保や予算措置を行い、スクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカーの各学校への配置を行うとともに活用や要体制などの充実を図っていく。

### (4) 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、いじめ問題対策連絡協議会を定期的に開催し、内容の充実を図る。

また、「久留米地区学校警察連絡協議会」の実施を引き続き行い、警察等関係機関との連携の強化を図っていく。

### (5) いじめの防止等のために市が実施すべき施策

#### ア いじめを生まない教育活動の推進

市立学校において、道徳教育・心の教育の推進や体験的・実践的活動の推進、

学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等を推進するとともに、人権・同和教育の充実を図る。

#### イ いじめの早期発見

- (ア) いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めるため、福岡県教育委員会が作成した「いじめの早期発見・早期対応の手引」のいじめに対する基本姿勢の定着やいじめ早期発見の取組である学校生活アンケート等の活用に取り組む。
- (イ) いじめの早期発見を徹底するために、月1回のいじめを把握する（学校生活）アンケート、学期に1回のいじめに特化した無記名アンケートの実施、毎年10月の「いじめ問題対応強化月間」における、児童生徒へのいじめに特化した無記名アンケート、保護者への家庭用チェックリストの配布、教育相談の実施などについて学校への指導を充実する。
- (ウ) 法が規定するいじめの通報・相談の徹底と認知したいじめへの迅速での確な対応を図るために、学校で認知したいじめに関する教育委員会への報告体制の整備を図っていく。

#### ウ いじめの早期対応

- (ア) 「校内いじめ問題対策委員会」等の月1回開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等、既存の取組を引き続き推進する。
- (イ) 学校の秩序維持及び他の児童生徒の教育を受ける権利保障のため設けられている出席停止制度をいじめ被害の防止のため適切に運用するとともに、学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (ウ) いじめ問題への緊急的な対応やいじめの問題等が深刻化し学校だけでは解決が困難である事案に対し、適切な対応が図られるよう指導・支援するため、弁護士・精神科医・臨床心理士・警察官で構成する「学校問題解決支援チーム」による相談・助言をはじめとした、支援体制の充実を図る。
- (エ) 児童生徒の不安や悩み等のサインに、学校・保護者・地域住民等の大人が気づき相談できる教育相談員を配置し、教育相談体制の充実に努める。また、速やかにいじめの事案に対応できるようにスクールカウンセラーとスクー

ルソーシャルワーカーの教育委員会への配置を拡充する。

(オ) 県と連携し、家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネット上のいじめ」）に対する理解やネット上のいじめの早期発見の促進のために、「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を活用した研修会や全家庭にネット上のいじめに特化した家庭用リーフレットを配布し、ネット上のいじめへの対応の充実を図っていく。

## エ ネット上のいじめへの対応

- (ア) ネット上のいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童生徒及び保護者に対し、一度個人情報がネット上に流出すると削除できなくなることや刑事事件に発展する等の危険性が十分にあること等の必要な啓発活動を行う。
- (イ) 児童生徒がネット上のいじめに巻き込まれていないかどうか監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、ネット上のいじめに関する事案に対処する体制を構築する。

## オ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

- (ア) いじめ問題の早期対応に向けて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部の専門家を配置し、学校の教育相談機能を向上させる。
- (イ) 児童生徒の心の悩みや不安の軽減と解消を図るために、アンケート調査及びそれを活用した教育相談週間の推進を図る。
- (ウ) 教育相談電話等の窓口の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を構築する。
- (エ) 関係機関等との連携をより一層強化するため、「いじめ問題対策連絡協議会」をはじめ、教育相談等の体制の整備に係る対策の充実を図る。

## カ 教員研修の充実

- (ア) 各地域や学校においていじめの問題に関する教職員の資質の向上を図るために、市教育センターが主体となり、いじめの問題に特化した研修を実施する。
- (イ) いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、校内研修指導資料等の成果の活用を促進する。

## **キ 保護者・地域等への働きかけ**

- (ア) 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県と連携し、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布、市HPを活用した市教育相談窓口の周知など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。
- (イ) 家庭におけるネット上のいじめへの理解やネット上のいじめの早期発見の促進のために、県作成のいじめに特化したリーフレットの家庭への配布や「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を活用し、家庭や地域への支援・啓発を推進する。
- (ウ) 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や市小中学校父母教師会連合会が決議した家庭教育宣言の取組及び地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

## **ク 適切な学校評価・教員評価**

- (ア) 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価することに留意する。
- (イ) 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート調査等による学校評価を適切に行い、学校基本方針に位置付けられたPDC-Aサイクルに基づき、以後の取組に生かすよう学校を指導する。
- (ウ) 教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、県の「人事評価の手引」を参考に、評価を行い、その後の取組に生かされるよう学校を指導する。

## **5 いじめの防止等に対する学校の施策**

### **(1) 学校いじめ防止基本方針の策定**

学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）の具体的な内容としては、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。学校は、法の規定に基づき、国基本方針、

県基本方針及び市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を盛り込んだ学校基本方針として策定する。

策定に当たっては、国の「『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A」（国立教育政策研究所）等を参考にし、法が規定する取組を学校の実情に応じて整理して策定する。

加えて、方針が適切に機能しているかを次項に述べる組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというP D C Aサイクルを盛り込んでおくことが望ましい。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域の方の参画や児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒や地域を巻き込んだ方針とすることが有効である。

なお、策定した学校基本方針については、学校のホームページや学校通信等で、広く周知を図る。

## (2) いじめの防止等のための組織等の設置

学校は、いじめの防止等のために、学校の中核となって組織的な対応を促進する学校におけるいじめの防止等のための組織（以下「校内いじめ問題対策委員会」という。）を設置する。なお、組織の名称は、学校の判断による。その際、「校内いじめ問題対策委員会」には、心理・福祉などの外部の専門家を位置付け、必要に応じて活用することができる体制を構築する。

学校における組織の主な役割としては、次のようなものが考えられる。

- 学校基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 学校における、いじめであるかどうかの判断を行う役割
- 関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核としての役割

## (3) 法に基づく学校の取組状況の評価

学校においては、学校基本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「校内いじめ問題対策委員会」において、いじめの問題への効

果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かす。

#### (4) 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携する。

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、市教育委員会との連携や学校警察連絡協議会等への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い、警察等関係機関との連携の強化を図る。

#### (5) いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

##### ア いじめを生まない教育活動の推進

命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実、命を大切にする心を育む体験活動の充実、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等の取組を引き続き推進する。

また、学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進するとともに、人権・同和教育の充実を図る。

##### イ いじめの早期発見

いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教育委員会作成）の活用の一層の徹底を図る。

月1回のいじめを把握する（学校生活）アンケート、学期に1回のいじめに特化した無記名アンケートを実施するとともに、毎年10月の「いじめ問題対応強化月間」において、児童生徒には「いじめに特化した無記名アンケート」、保護者には「家庭用チェックリスト」を配布し、教育相談を実施するなど、いじめの早期発見に取り組む。

法が規定するいじめの通報・相談への迅速で的確な対応を図るため、いじめの相談・通報に対する調査結果の市教育委員会への報告を確実に行う。

##### ウ いじめの早期対応

「校内いじめ問題対策委員会」の月1回以上開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

市立小中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導及び再発防止の徹底を引き続き推進する。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対して、学校問題解決支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に取り組む。

## エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

いじめの問題の早期対応に向けて、教育委員会と連携してスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部の専門家を活用するなど、学校の教育相談機能の向上を図る。

市教育委員会の相談窓口や県教育委員会の子どもホットライン24相談窓口及び学校の相談窓口等の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を構築する。

## オ 教員研修の充実

学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、市教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解を始めいじめの防止などのための対策に関する校内研修を実施する。

県と連携し、いじめの防止及び早期発見の方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、調査研究成果である校内研修指導資料等を活用する。

## カ 保護者・地域等への働きかけ

保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県や警察と連携し、各種リーフレットの家庭への配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

家庭におけるネット上のいじめへの理解や早期発見の促進のために、県と連携し、家庭用リーフレットにおけるネット上のいじめに関する内容を周知する。

市小学校父母教師会連合会が決議した「ゲーム機・ケータイ・スマホ等に係わる家庭教育宣言」及び市中学校父母教師会連合会が決議した「ネット社会からわが子を守る家庭教育宣言」による家庭での見守り活動の推進を図る。

福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進を図る。

## キ 適切な学校評価・教育評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。

国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次のような場合をいじめの重大事態と規定している。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (例) ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、適切かつ真摯に対応しなければならない。

## (2) 重大事態の発生と報告

学校は、重大事態が発生した場合、法第30条第1項の規定により、事態発生について、速やかに教育委員会を通じて、市長に報告しなければならない。

## (3) 重大事態に対する調査及び組織

教育委員会又は学校は、重大事態が発生した場合、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

教育委員会が調査主体となる場合は、公平性・中立性が確保されるよう、いじめ事案の関係者と利害関係を有しない学識経験者、弁護士、医師、臨床心理士等の専門家で構成する組織「(仮称)久留米市いじめ問題調査委員会」を設けて、調査を実施する。

学校が調査主体となる場合は、「校内いじめ問題対策委員会」において調査を実施する。学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は、学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行う。

重大事態の調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にすることに努める。

## (4) 調査結果の報告

学校が調査を行ったときは、その結果を教育委員会を通じて、市長に報告しなければならない。

教育委員会が調査を行ったときは、その結果を市長に報告しなければならない。

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して説明する。

## (5) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき再調査を行うことができる。

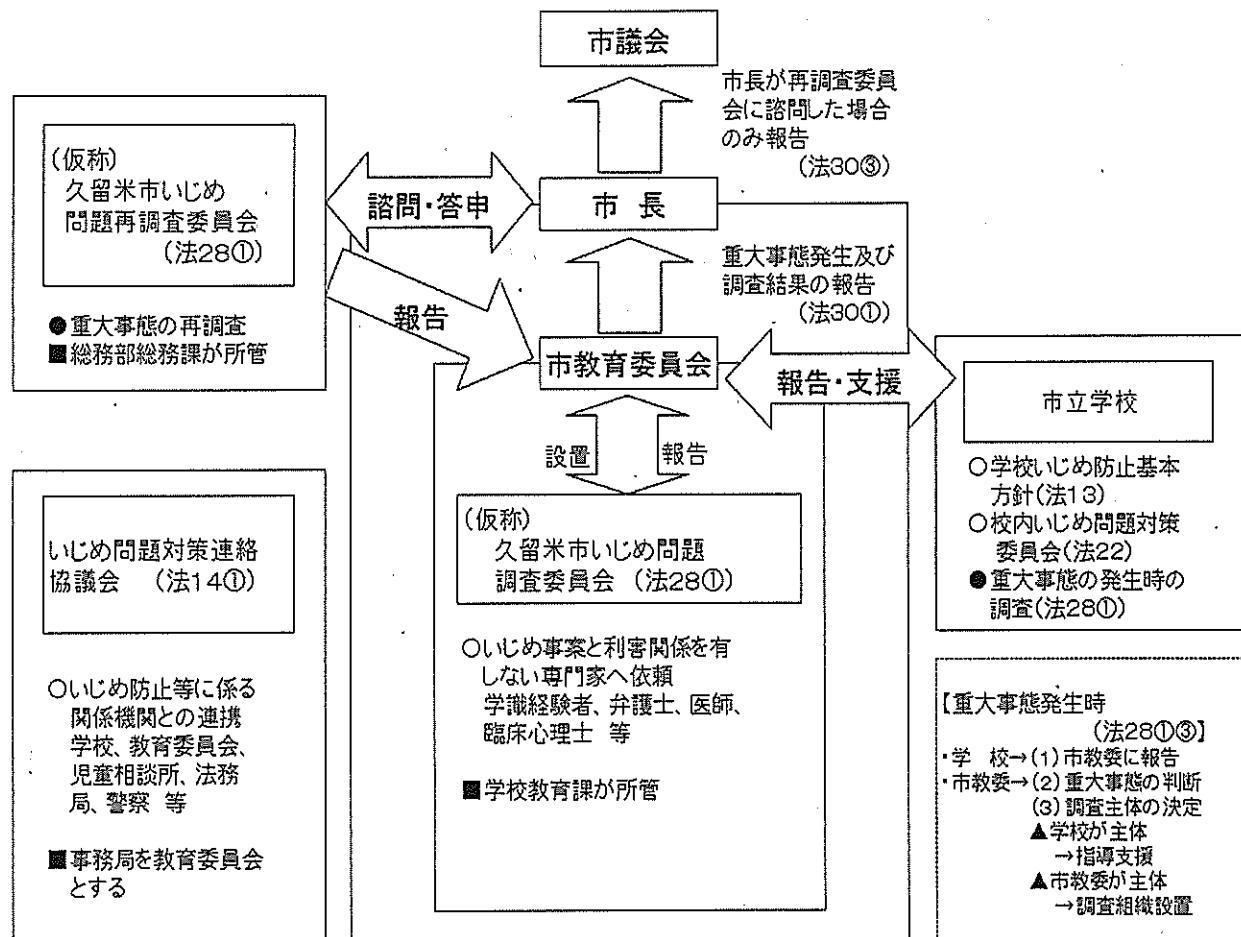
再調査を行うに当たっては、その公平性・中立性を図るため、専門的な知識・経験を有する者であって、いじめ事案の関係者と利害関係を有しない第三者の参加を求めた組織「(仮称)久留米市いじめ問題再調査委員会」を設置する。

市長は、再調査の結果を議会に報告しなければならない。

また、市長及び教育委員会は、当該重大事態への対処及びこれと同種の事態の発生を防止するためにその結果を活用し、必要な措置を講ずる。

## 【資料】

### ○久留米市いじめ防止基本方針による対応フロー図



### 久留米市いじめ防止基本方針（平成27年1月）

発行 久留米市教育委員会 教育部 学校教育課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

電話番号 0942-30-9216 FAX番号 0942-30-9719

## 久留米市いじめ防止基本方針(案)に対する意見募集の結果について

平成26年11月1日(土)から平成26年11月30日(日)までの期間で、久留米市いじめ防止基本方針(案)について意見募集を実施し、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたので御報告します。

### 1 意見提出 (3名・1団体)

### 2 提出方法

方 法	人数・団体	意見の件数
電子申請	3名・1団体	31

### 3 意見の概要とそれに対する市の考え方

No.	提出者	意見の概要	市の考え方
1	10代 男性	『全体』 久留米市いじめ防止基本方針には、難しい文章があり、できれば小学生や中学生が読んでもわかるような文章にして欲しい。	本方針は市がいじめ防止等の対策を進めるための指針として定めるものです。今後、学校で児童生徒へのいじめ防止の学習が充実するよう取り組みます。
2	50代 女性	『全体』 「いじめ」防止には学校(教師)だけの取組では不十分であり、関係機関との連携が大事である。行政から強い指導・支援が必要であると考える。	事業実施に当たっての御意見として承ります。
3	50代 女性	『全体』 教育委員会や学校の取組だけでなく、子どもや市民、事業者等についても項目を起こして取り組むべき内容を明記してはどうか。	家庭・地域及び関係機関との連携の重要性については、本方針にも盛り込んでおりますが、今後の市全体の取組については、いじめ問題対策連絡協議会において検討をしていきたいと考えております。
4	50代 女性	『全体』 児童会や生徒会、子ども会などの活動において、子ども自身がいじめ防止に自主的に取り組む活動への支援(予算化を含む)を明記してはどうか。	
5	50代 女性	『全体』 例えば、『いじめ防止啓発月間』の設定	

		や『いじめ撲滅宣言都市』など、社会全体へ啓発するための取組内容を具体的に明記してはどうか。	
6	50代 女性	『全体』 久留米市が『医療都市』であることを活かし、医学・心理学的な見地から『ストレス』の軽減及び耐性が身につくような方法の検討・開発を目的とした組織の立ち上げてはどうか。	
7	団体	『全体』 この基本方針は「いじめ防止」のための基本方針であると題されているが、内容はいじめ対策が主であることから不十分だと考える。防止こそ最も取り組まなければならない課題であるという認識がもっと重視されなければならない。	P2 「3 いじめの防止等に関する考え方」に示すように、「いじめを生まない教育活動の推進」に取り組みます。未然防止が重要であると認識しております。
8	団体	P1『1 久留米市いじめ防止基本方針策定の意義』 意義のはじめに「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、・・・おそれのあるものである。」という文言とともに、「いじめは決して許されない行為であること。いじめられている子どもを最後まで守り抜くこと。・・・」を明確に示してほしい。	引用された文言は法の目的規定の一部ですが、本方針は法に定める施策の一つであり、位置づけが異なると考えます。本方針には、御指摘の趣旨を含んでいるものです。
9	団体	P1『1 久留米市いじめ防止基本方針策定の意義』 「2 いじめの定義と理解」の前に基本理念として次のような項目を加える。 ・すべての子どもはかけがえのない存在であること。 ・子どもが健やかに育つことは社会の願いであること。 ・いじめは人が人間らしく生きるために欠かせない人権と人間の尊厳を奪うものであること。 等	本市のいじめ防止等の取組は法及び国基本方針に定められた基本理念を踏まえて進めますが、本方針では重複を避けるとともに本市の施策を具体的に記述することにポイントを置くため、原案のとおりとします。

10	団体	P1『2 いじめの定義と理解 (1)法におけるいじめの定義』 「…いじめられた児童生徒の被害性に着目し、…」を「…いじめられた児童生徒の <u>立場に立ちその被害性に着目し、…</u> と下線部分を挿入変更して欲しい。」	御意見に沿って修正します。
11	団体	P2『2 いじめの定義と理解 (2)いじめの理解』 「…自分との関係性や不合理性を理解できるようにすることも必要である。」の後に、「また、いじめが起きる背景には社会的背景があることを理解させる。」を追加。	原案では、御指摘の趣旨を含んでおり、基本方針の施行に向けての御意見として承ります。
12	団体	P3『3 いじめの防止等に関する考え方 (1)いじめを生まない教育活動の推進』 「…いじめの背景にあるストレス等の要因に着目しその改善を図り…」を「…いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、分析を行い、 <u>全職員が共通認識を持つことで、その改善を図り…</u> と下線部分の文言を追加修正。	ここでは、ストレスを含めたいじめの要因の理解と改善の必要性を述べていますが、ストレス要因の把握方法については実態に応じて判断することが適当であると考えますので、原案どおりとします。
13	団体	P3『3 いじめの防止等に関する考え方 (1)いじめを生まない教育活動の推進』 「自己有用感」を「自己肯定感」に変更する。	ここでは、学級活動や児童会・生徒会活動等を通して自己有用感を育むことを想定しているため原案どおりとします。
14	団体	P3『3 いじめの防止等に関する考え方 (2)いじめの早期発見の取組の充実』 「…児童生徒を見守っていくことが必要である。」を「…児童生徒の <u>教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう見守っていく</u> ことが必要である。」と法にある文言を追加修正。	引用された法の条文は、被害児童生徒の権利擁護に触れた部分ですが、ここでは児童生徒全体を見守ることを想定しているため原案どおりとします。
15	団体	P3『3 いじめの防止等に関する考え方 (4)地域・家庭との積極的連携』 「…地域学校協議会の活用をはじめ、…」を「…地域学校協議会の活用・活性	御指摘のように「活性化」のように文言を加えます。構成については、御意見として承ります。

		化をはじめ、…」と下線文言を加筆修正し、またその構成も委員に学童保育所・社会福祉協議会・主任児童委員・民生委員等の関係者を入れ、委員構成は男女同数とする。	
16	団体	P4『3 いじめの防止等に関する考え方 (5)関係機関との密接な連携』 「このことから、警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関と…」とあり、等の中には種々の機関・団体等が含まれていると考えるが、いじめ問題に関する深い福祉事務所・要保護児童対策協議会・適応指導教室「らるご久留米」・民間団体は、是非とも関係機関に入れてほしい。	ここでは代表的な外部の機関を具体的に例示しています。よって原案どおりとします。
17	団体	P5『4 いじめの防止等に対する市の施策 (1)いじめの防止等のための組織等の設置』 「同協議会は、…その他の関係者で構成する。」を「同協議会は、…その他の関係者で構成する。 <u>また、その実効性を図るために教育委員会に附属機関を設置する。</u> 」と下線部分の文言を追加修正。また、附属機関には、いじめ問題対策 <u>協議会代表とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・適応指導教室「らるご久留米」・民間団体等</u> の関係者を入れて構成してほしい。	いじめ問題対策連絡協議会において、各関係機関の協力を受け、いじめ防止等の対策を推進します。このため、附属機関設置は、予定していません。よって原案どおりとします。
18	団体	P5『4 いじめの防止等に対する市の施策 (3)学校における組織等の設置に対する支援』 「…の配置を行うとともに活用の充実を図っていく。」を「…の配置を行うとともに活用や <u>要員体制などの</u> 充実を図っていく。また、スクールカウンセラーかスクールソーシャルワーカーのどちらか一人を各学校に常時配置するよう	「要員体制など」を追加します。「また」以下は、今後の検討課題とさせていただきます。

		努めていく。」と下線部分の文言を追加修正。	
19	団体	P5『4 いじめの防止等に対する市の施策 (5)いじめの防止等のために市が実施すべき施策 ア いじめを生まない教育活動の推進』 いじめを防止するために、「いじめを生まない教育活動の推進」が大変重要な役割をはたすにもかかわらず、そこに書かれている内容は必要論だけであり、具体的な推進の方法が読み取れない。	いじめを生まない教育活動については、各学校で児童生徒の実態に合わせて具体的に定め、学校基本方針に記載しており、ホームページ等で公表しています。
20	団体	P5『4 いじめの防止等に対する市の施策 (5)いじめの防止等のために市が実施すべき施策 ア いじめを生まない教育活動の推進』 「道徳・心の教育の推進」が書かれているが、それだけでは不十分である。人権教育の充実が必要であると考える。	御意見を踏まえ次のように修正します。 「教育活動の実施等を推進するとともに、人権・同和教育の充実を図る。」 また、P10 学校が実施すべき取組の箇所も同様に修正します。 「取組の実施を一層促進するとともに、人権・同和教育の充実を図る。」
21	団体	P5『4 いじめの防止等に対する市の施策 (5)いじめの防止等のために市が実施すべき施策 ア いじめを生まない教育活動の推進』 「…校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施」を「校長をはじめ各年代層の教師やいじめの体験をもつ子の保護者等でプロジェクトをつくり児童生徒が心をひらき相談しやすい体制を充実し、人間関係を育成する教育活動の実施等を推進する。	No.19 のとおり、いじめを生まない教育活動の具体的な内容については、各学校において定めることにしております。基本方針の施行に向けての御意見として承ります。
22	団体	P6『4 いじめの防止等に対する市の施策 (5)いじめの防止等のために市が実施すべき施策 イ いじめの早期発見』 「家庭用チェックリスト」は保護者への	「いじめに特化した無記名アンケート」や「家庭用チェックリスト」についても名称やアンケート項目も学校の実態

		配布時には「家族で考えてみよう（仮）」といったタイトルを使用して欲しい。 P10 イいじめの早期発見 L6 も同じ	に応じて変更可能としております。基本方針の施行に向けての御意見として承ります。
23	団体	P7『4 いじめの防止等に対する市の施策 (5) いじめの防止等のために市が実施すべき施策 オ 児童生徒理解と教育相談体制の整備』 「…スクールカウンセラー等…」を「…スクールカウンセラー・ <u>スクールソーシャルワーカー等…</u> 」と下線部分の文言を追加修正して欲しい。	御意見に沿って「スクールソーシャルワーカー」を追加します。
24	団体	P8『4 いじめの防止等に対する市の施策 (5) いじめの防止等のために市が実施すべき施策 ク 適切な学校評価・教員評価』 「学校評価において、」を「 <u>学校の自己評価</u> において、」と下線部分の文言を追加修正して欲しい。	ここでは国の「学校評価ガイドライン」に基づいて、自己評価、学校関係者評価等を含めた学校評価全体について記述しています。
25	団体	P8『4 いじめの防止等に対する市の施策 (5) いじめの防止等のために市が実施すべき施策 ク 適切な学校評価・教員評価』 「…以後の取り組みに生かすよう学校を指導する。」を「… <u>教育諸条件の改善</u> をはじめとする以後の取り組みに生かすよう学校を支援する。」	学校評価は学校が主体となって実施するものであり、学校に主体性と市教育委員会の位置づけを踏まえて原案のように記載しております。
26	団体	P8『4 いじめの防止等に対する市の施策 (5) いじめの防止等のために市が実施すべき施策 ク 適切な学校評価・教員評価』 (ウ) 教員評価の項目の削除	教員の資質向上のため全都道府県教育委員会で教員評価が実施されています。国・県の基本方針を踏まえて適切な評価が行われるように記載しております。
27	団体	P9『5 いじめの防止等に対する学校の施策 (2) いじめの防止等のための組織等の設置』 学校におけるいじめ防止等のための組織は、その役割遂行に関して万全を期し	基本方針の施行に向けての御意見として承ります。

		てほしい。	
28	団体	P9『5 いじめの防止等に対する学校の施策 (2) いじめの防止等のための組織等の設置』 「学校は、いじめ防止等のため…」に「学校は、いじめ防止 <u>及び困難性を持つ児童生徒への理解等</u> のため…」と下線部分の文言を追加修正。	困難性を持つ児童生徒がいじめに多く関わっているという根拠が不明確であり、特に追記することは避けたいと考えます。
29	団体	P10『5 いじめの防止等に対する学校の施策 (5) いじめの防止等のために学校が実施すべき取組』 「…徹底を引き続き推進する。」の後に「また、 <u>不登校状態にある児童生徒について</u> はいじめが原因でないか論議を深める。」と下線部分の文言を追加する	学校ではすでに不登校児童生徒の把握に取り組んでいます。基本方針の施行に向けての御意見として承ります。
30	団体	P10『5 いじめの防止等に対する学校の施策 (5) いじめの防止等のために学校が実施すべき取組』 「…スクールカウンセラー等外部の…」に「…スクールカウンセラー・ <u>スクールソーシャルワーカー</u> 等外部の…」と下線部分の文言を追加挿入	御意見に沿って「スクールソーシャルワーカー」を追加します。
31	団体	P12『6 重大事態への対処 (1) 重大事態の意味』 法の附帯決議にあるように「…報告・調査等に当たることが適當である。」を「調査に当たらなければならない。」に変更する。	附帯決議の表現のとおりに以下のように修正します。 「重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることが適當である。」 ↓ 「適切かつ真摯に対応しなければならない」
字句 訂正	団体	P9「校内問題いじめ対策委員会」→「校内いじめ問題対策委員会」	御指摘のとおり、誤りですので訂正させていただきます。

## 第4号議案

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検  
及び評価の実施について

上記の議案を提出する。

平成27年1月29日

教育長 堤 正則

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、公表を行うものである。

議案一部別冊

## 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する 点検及び評価（平成 25 年度分）について

### 1 点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会では、平成 20 年度（平成 19 年度分）から、その権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検・評価を行っている。

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（…中略…）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の意見の活用を図るものとする。

### 2 点検・評価の実施手法

- (1) 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取組状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかにし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- (2) 点検・評価の結果を市議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。
- (3) 点検・評価に当たっては、「教育委員会の権限に属する事務」及び「教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務」のそれぞれを対象とし、教育委員会の会議の活動状況及び教育施策要綱に掲げる施策の進捗状況について整理する。
- (4) 報告書の取りまとめに際して、学識経験者の意見を徴取する。

### 3 報告書の概要

項目	概要
1. はじめに	点検及び評価についての基本的な考え方等を記載。
2. 点検及び評価の実施手法	
3. 教育委員会の権限に属する事務の状況	教育委員会会議の開催及び運営状況として、議案の処理状況や報告事項の内容などを記載。
4. 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況	教育行政の具体的な事務の執行状況について、平成25年度教育施策要綱の事業区分に従って、その実施状況・成果及び今後の方向性等を記載。なお、施策ごとに以下のような構成としている。
【報告書の構成】	
施策ごと	取組の概要
	↓
	平成25年度に実施した事業の概要
	↓
	重点事業シート
	↓
その他の事業(一覧表)	
5. 今後の方向性について	平成25年度の成果や課題等を踏まえ、次年度の基本の方針や重点取組等について記載。
6. 点検・評価に関する学識経験者からの意見	2名の学識経験者の意見を掲載。
参考資料	平成25年度教育施策要綱(抜粋)や学校設置状況・進路状況等の資料を掲載。

#### 4 点検・評価に関する学識経験者からの意見(要旨)

(福岡教育大学教授 井上 豊久 氏)

- ・ 「くるめ学」に関する報告などもみられ、特色ある話し合いが行われている。国の動向を鑑み、今後は首長部局とのさらなる連携・協働についての論議が求めらる。
- ・ 全体としては、教育委員会は「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行」を適切に実施していると評価する。
- ・ 市全体として朝食摂取率が若干低下していることに関しては検証と対応が求められる。
- ・ 医療的ケアが必要な子どもについては、家族を含めた総合的な子どもの支援を継続・拡充することが求められる。
- ・ ネット依存や事件事故に対する保護者と連携した活動が緊要。
- ・ 今後も総合的に不登校、ひきこもりに関して取り組むことが求められる。
- ・ 「くるめ学」子どもサミット事業は自分の住んでいる市を誇りに思うという観点からも事前事後の充実した学習展開が期待される。
- ・ 確かな学力の育成に向けて、より自律的な学習支援と合わせて、家読への取組強化の検討が必要。
- ・ 学習支援ボランティア活動後の学生に関する成果の検証、改善、学生が力量形成できた成果を大学にアピールするための情報提供が求められる。
- ・ 地域学校協議会などを有効活用し、保護者や地域の段階的な参画を図り、PTAや地域の活性化を進めることが必要。
- ・ 非行等青少年の居場所づくり事業は先駆的な事業であり評価できる。長い目でみていく、成人までの見守りも含め、寄り添いながらの継続した居場所づくりの対応が求められる。
- ・ 放課後等の子どものあり方が問われている現在、青少年学校外活動支援事業が多数の参加者を得て実施されていることは評価できる。
- ・ 地域の特色を活かしながらの公民館利用者が多いことは評価できる。適切な人材育成、地域づくりや社会貢献へのつながりに関しても今後は配慮が求められる。
- ・ 子どもの体力向上に関しては早急に検証が求められる。
- ・ 「からくり儀右衛門展」が盛況であったことは企画・実施の視点から評価できる。
- ・ 人権教育・啓発は今後も行政が進めるべき重要な事項。人権に関する審議会による熟議を経た上で、行政を中心に実態を把握し、課題を明確にした上で、より有効な教育・啓発を提案することも今後は必要。
- ・ 個々の事業に関しての評価根拠をできるだけ客観的に提示していくことが求めらる。
- ・ 可能であれば、短・中・長期の評価が体系的に行われることが望まれ、中・長期計画に関しても計画変更を行うことが求められる。また、この単年度の評価がどう活かされ、どのような対応が行われたのかに関する来年度の提示が期待される。

(福岡教育大学教授 江頭 理江 氏)

- ・ 昨今経済状況の厳しい家庭環境の子どもが増えていることを考えると、まずは学校において、子どもに食に関する正しい知識と食習慣を身に付けさせる指導がしっかりと行われることが必要。
- ・ 医療的ケアについては、看護師が増員されることでより手厚いケアがなされることが想定される。予算面において厳しい状況ではあるが、看護師数増員を目指すことが次年度以降の目標。
- ・ 宿泊自然体験を全小学校で実施したことは大きく評価できる。
- ・ 市内 17 中学校においての職場体験学習や小中高でのキャリア教育の取り組みは、生徒児童の勤労観・職業観の育成につながり、将来の「くるめ」を支える人材育成につながる。
- ・ 文化・芸術活動の取り組みは、何かをしたことで即結果が眼に見えるというわけではないが、何より子どもの心の育成には欠かせないものである。美術館鑑賞など複数学年の参加の可能性を検討してもらいたい。
- ・ ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの増員等が生徒一人一人に確実に向き合う状況につながるので、予算増を目指してもらいたい。
- ・ ALTに関しては、目標時数を達成することがまず必要であるが、どのような授業を行うのか、日本人教員との連携はうまくいっているのかなど、その授業の中身の分析も重要。
- ・ 地域を強く意識した複数の事業にわたる多様な取り組みが実行されたことが評価できる。「くるめ学」「くるめウス」など久留米市ならではの取り組みは今後も継続的に実行されることを期待する。
- ・ 経済格差社会の中で、朝ごはんがきちんと食べられない子どもがいることも予想されるため、今後も給食内容の把握、改善に向けて継続的な事業を実施してもらいたい。

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.12.13からH27.1.20受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成27年2月27日(金)～3月5日	第12回高松凌雲記念かきぞめ大会	高松凌雲顕彰会	小都市生涯学習センター	後援	学校教育課
2	平成26年12月23日(火)	スチューデント・ミュージック・フェスティバル	福岡県中学校文化連盟	石橋文化ホール	★後援	学校教育課
3	平成27年1月25日(日)	田主丸町文化協会主催事業 「大矢野 栄次講演会」	田主丸町文化協会	久留米市田主丸複合文化施設 そよ風ホール	後援	田主丸文化スポーツ課
4	平成27年1月18日	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	サンライフ久留米	後援	生涯学習推進課
5	平成27年2月22日	サイクルファミリーパーク風の子フェスタ2015	(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	久留米サイクルファミリーパーク	後援	生涯学習推進課
6	平成27年3月1日	講演会「スマホ次代の子どもたち～知って守って伝えよう～」	久留米子どもと教育のために手をつなぐ会	えーるピア久留米	後援 ★	生涯学習推進課
7	平成27年3月1日	里山にどんぐりを植えよう	新婦人・里山にどんぐりを植えよう会	福岡県緑化センター	後援	生涯学習推進課
8	平成27年3月8日	第九回久留米朗読公演・南吉&未明「名作童話100年のいのちを生きる」	武田久仁子朗読実行委員会	えーるピア久留米	後援	生涯学習推進課
9	平成27年3月15日	第43回 芸能祭	西日本新聞TNC文化サークル	久留米市民会館	後援	生涯学習推進課
10	平成27年3月20日	久留米子ども劇場定期鑑賞会「空の村号」	久留米子ども劇場	えーるピア久留米	後援	生涯学習推進課
11	平成27年3月21日、22日	久留米市民会館自主文化事業 くるめ市民劇団ほとめき俱楽部 本公演「ピアノピア」	久留米市民会館	久留米市民会館	後援	生涯学習推進課
12	平成27年3月22日	石橋文化ホールリニューアル記念事業 春の客語会「小遊三、米助二人会」	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課

教育委員会後援事業等に関する報告

H26.12.13からH27.1.20受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
13	平成27年3月27日	3・11復興支援 映画「マーチング」～明日へ～上映会	特定非営利活動法人久留米音楽協会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
14	平成27年3月28日	春休み 子どもデー	YYくらぶ・久留米	久留米市市民活動サポートセンターみんなの会場	後援	生涯学習推進課
15	平成27年4月19日	家庭倫理講演会	家庭倫理の会久留米市	ホテルニュープラザ3階「筑紫の間」	後援	生涯学習推進課
16	平成27年4月19日、5月17日、6月21日、7月19日、8月16日、9月20日、10月18日、11月15日、12月20日、平成28年1月17日、2月21日、3月20日	実践的カウンセリング講座(基礎)	NPO法人おせっかい工房 咲風里	久留米市民活動センターみんなの会場	後援	生涯学習推進課
17	平成27年5月24日	第51回 久留米短歌大会	久留米連合文化会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
18	平成27年6月7日	第26回くるめ新人演奏会	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
19	平成27年7月5日、8月14～16日、9月13日	夏休みキャンプ2015	一般社団法人ウェルネスJAPAN	筑後市立筑後北小学校体育館、北九州市立玄海青年の家、グリーンランド	後援	生涯学習推進課
20	平成27年7月11日	スロバキア国立オペラ2015 久留米公演	筑後スロバキア・オペラ交流の会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課

### 小規模特認校児童の募集結果について

- 学校見学期間 9月22日（月）～12月18日（木）
- 申請期間 9月29日（月）～12月19日（金）

学校名	見学者数	申請者数	申請者の内訳
大橋小	7名	5名	新1年：2名 新3年：1名 新4年：1名 新5年：1名
下田小	12名 ※浮島小との重複者2名含む	7名	新1年：4名 新2年：2名 新3年：1名
浮島小	8名 ※下田小との重複者2名含む	5名	新1年：4名 新3年：1名
計	27名 ※うち2名は重複者	17名	新1年：10名 新2年：2名 新3年：3名 新4年：1名 新5年：1名

※ 申請者の内訳

#### 【大橋】

学年	新1	新2	新3	新4	新5	新6	計
人数	5	15	6	9	15	19	69
申請者	2		1	1	1*		5

\* 新5年生の申請者は指定校変更により現在大橋小に在籍

#### 【下田】

学年	新1	新2	新3	新4	新5	新6	計
人数	5	11	5	10	9	18	58
申請者	4	2	1				7

#### 【浮島】

学年	新1	新2	新3	新4	新5	新6	計
人数	6	5	2	4	3	7	27
申請者	4		1				5

※ 複式学級について

2つの学年の合計が16人以下の場合に複式学級になる。  
ただし、1年生を含む場合は8人以下の場合に複式学級になる。

公立小中学校の適正規模・配置に関する手引案骨子

▽6学級以下の小学校、3学級以下の中学校は統廃合の適否を早急に検討

▽標準学級数は12~18

▽検討の際は学級数だけではなく児童生徒数も考慮する

▽通学時間は1時間以内

▽徒歩や自転車での通学距離は小学校4キロ以内、中学校6キロ以内

質向上の視点必要。

**解説** 文部科学省が約60年ぶりに見直した公立小中学校の適正規模に関する手引案は小規模校の「統廃合ありき」ではなく「存続」も選択肢として示した。学校が地域の「核」の役割を担っていることに配慮したためだ。

小規模校は、クラス替えができる人間関係が固定化したり、部活動や運動会の集団行事に制約が生じやすかったりする。一方で、きめ細かい指導ができる利点もある。その良さを生かしつつ近隣の小規模校同士が合同で授業や行事をするなど、課題克服に取り組んでいる自治体もある。学校がなくなれば若い世代が住まず、地域が衰退する恐れは大きい。

各自治体は地域の実情に応じて手引を参考に改善を取り組むべきだが、その結果が「教育の質向上」につながるか否かという視点を忘れてはならない。

【三木陽介】

文部科学省は19日、公立小中学校の適正規模・配置の基準や考え方を示した手引案を公表した。統廃合の検討の根拠となるもので、少子化で今後増えるとみられる小規模校の「メリット」を削除するに至り、約60年ぶりに内容を見直した。全校で6学級以下(一年年1学級以下)の小学校は、回答者に対し統廃合の適否の早急な検討を促し、通学時間は「一時間以内」を回答とした。一方で、学校が地域衰退の恐れもあるため、存続させる場合の対応策として、他校との合同授業などを示した。近く全国の自治体に通知する。【三木陽介】

公立小中学校は、1950年代の中央教育審議会答申を受けて、58年に国が省令などで、学級数については小学校では学年でクラス替えができる、中学校では全教

科で教科担任を配置できる「12~18学級」、通学距離は小学校4キロ以内、中学校6キロ以内を標準とした。今

の課題として、授業で児童生徒からの多様な発言を引き出しがて、部活動や集団行事が限定される、教員同士の指導技術の偏離が生じ——などを挙げた。

一方、離島や山間部では

近隣の学校間の距離が遠く

統廃合は困難で地域の核と

して学校存続を望む住民が

持つて、統廃合を半ばバ

い——などを挙げた。

# 学校統合 基準追加 通学1時間以内

## 文科省案 存続策も提示

多くの理由で存続を決めた場合、近隣校同士の合同授業ないし課題を解消するよう求めた。

現在、公立小中学校約3万校の半数が標準の12学級を下回る。文科省が昨年5月、全市町村教委を対象にした調査では、「おおむね適正規模」としたのは17%。44%が「小規模校として課題はあるが現時点での検討の予定はない」と回答した。小規模校の課題は認識しつつも対策はしていない実態が浮かんだ。国に望む支援(複数回答)は教職員の加配と施設整備補助がそれぞれ7割、「統廃合の検討する参考資料」も44%が挙げた。

文科省は「手引と統廃合だけを進めるのが目的ではない。自治体が小規模校対策を検討すべきかけだしてほしい」と話している。

# 小学校統廃合手引

## 文科省検討対象「6学級以下」

文部科学省は19日、公立小中学校の統廃合に関する手引案を公表した。小学校は6学級以下、中学校は6学級以下で、統廃合するかどうかの検討を自治体に求めた一方、存続させる判断した場合は標準通達技術(ICT)を活用して授業するなどの対策も示した。

文部省は、統廃合や存続について一定の方針に譲歩するの判断は学校設置者の自治のものではない。統廃合と存続が扱つとした上で「国と統のいずれもメリット」と

小学校	中学校	考え方
1~5 (複式学級あり)	1~2 (複式学級あり)	適否を速やかに検討。困難な場合は小規模校のメリットを最大限生かす方策
6 (クラス替えできない)	3 (クラス替えできない)	複式学級になる可能性があり、適否を速やかに検討。困難な場合は小規模校のメリットを最大限生かす方策
7~8 (全学年ではクラス替え不可)	4~6 (全学年ではクラス替え不可)	適否も含め今後の在り方を検討。複式学級になる可能性が高ければ、速やかな検討
9~11 (半分以上の学年でクラス替え可)	6~8 (全学年でクラス替え可)	教育上の課題を整理し、児童生徒数を予測して今後の在り方を検討
—	9~11 (全学年でクラス替え可)	教育上の課題があるかを確認し、生徒数を予測して今後の在り方を検討
12~18 (標準学級数)		今後10年以上の児童生徒数を踏まえ、時間的余裕を持つて適否の検討を開始

手引案が示した統廃合をめぐる学級別の考え方

メリットがあり、手引を参考に検討してみよう」と説明している。

小中学校の規模をめぐっては、「100の年を指針を設定し、標準学級数を12~18学級」としたが、今や化などでの小中学校とも約半数が下回っている実態がある。

このため手引案は、小学校の場合で「複式学級がある」「1~5学級」「クラス替えができるない学級」などと規模別に論述を整理した。

6学級以下の小学校と3学級以下の中学校については「統合の適否を速やかに検討する必要がある。統合が困難な場合は小規模校のメリットを最大限生かす方策を積極的に検討、実施する必要がある」とした。

メリットがあり、手引を参考に検討してみよう」と説明している。

小中学校の規模をめぐっては、「100の年を指針を設定し、標準学級数を12~18学級」としたが、今や化などでの小中学校とも約半数が下回っている実態がある。

このため手引案は、小学校の場合で「複式学級がある」「1~5学級」「クラス替えができるない学級」などと規模別に論述を整理した。

6学級以下の小学校と3学級以下の中学校については「統合の適否を速やかに

検討する必要がある。統合が困難な場合は小規模校のメリットを最大限生かす方策を積極的に検討、実施する必要がある」とした。

ただ、地域社会の核となる学校の統廃合は慎重な面

治体が多いほか、離島など地理的に困難な場合もあり、手引案は小規模校を存続させる場合の対策も提

示。きめ細かい指導ができるといった利点を最大限に活用した他校との合同授業などを挙げた。手引案を19日の中教審で議論後、今月中に各教育委員会に通知する。

## 平成27年度久留米市立中学校選択制の状況

(平成26年12月20日確定)

- 1 対象者数 平成27年度中学校新1年生
- 2 対象中学校数 久留米市立中学校17校
- 3 申請期間 平成26年10月28日～平成26年11月14日
- 4 変更申請期間 平成26年11月25日～平成26年12月1日
- 5 抽選実施校 牟田山中学校 1校 (平成26年12月20日 公開抽選会実施)
- 6 結果 (単位:人)
 

申請者数	決定者数	当選漏れ、辞退等
61	57	4

(単位:人)

中学校名	当初の受入れ数上限	申請者数	他の中学校を申請した人数	申請結果による受入れ数上限	選択制による最終決定者
	A	B	C	A+C	
城南	15	9	1	16	9
江南	5	2	10	15	2
櫛原	10	4	3	13	4
牟田山	15	19	0	15	15
諏訪	5	9	6	11	9
良山	5	1	4	9	1
明星	10	4	20	30	4
宮ノ陣	20	1	1	21	1
荒木	10	0	2	12	0
筑邦西	15	2	2	17	2
屏水	5	1	0	5	1
青陵	5	2	10	15	2
高牟礼	20	6	0	20	6
田主丸	20	0	0	20	0
北野	15	0	1	16	0
城島	10	0	1	11	0
三潴	15	1	0	15	1
総数	200	61	61	261	57

## H26 地域学校協議会の取組について

### 1 地域学校協議会について

#### (1) 設置目的

地域学校協議会は、学校教育に対する保護者や地域の住民の願いや意見を幅広く把握し、学校経営及び運営に反映させることにより地域に信頼される学校づくりのより一層の確立と公教育の活性化のため設置する。

#### (2) 調査提言

地域学校協議会は、前条の設置目的を達成するため、次の事項について調査提言等を行う。

- ① 学校教育に対する保護者・地域住民の教育的ニーズの把握に関するこ
- ② 学校評価及び評価結果に基づく学校経営及び運営の改善に関するこ
- ③ その他、設置目的を実現するために必要なこと

#### (3) 委員構成

地域学校協議会の委員は次のものを持って充てる。校長の推薦により、教育委員会が任命または委嘱する。

- ① 地域代表 若干名
- ② 保護者代表 若干名
- ③ 学校代表 校長他若干名

### 2 平成25年度の取組の現状と課題について

#### (1) 開催回数

- ① 小学校 3回：33校 4回：11校 5回以上：2校
- ② 中学校 3回：14校 4回：3校

#### (2) 活動内容例

##### 【津福小学校】

<協議会>→4回

- (①授業参観、会長選出、学校経営方針説明、意見交流 ②日曜参観、運動会反省、意見交流 ③授業参観、学校プランに係る意見交流 ④学校評価報告と学校関係者評価依頼、次年度学校経営方針説明)

<参観>→8回(1学期授業参観、2学期授業参観、運動会、日曜参観、3学期授業参観、人権集会、土曜授業参観)

<行事参加>→2回(入学式、卒業式)

##### 【屏水中学校】

<協議会>→3回

- (①授業参観、協議会の説明、学校プラン等の説明、生徒の状況説明 ②授業参観、2学期の学力・生活状況説明、学校行事・土曜フェスタの意見交流 ③授業参観、3学期の学力生活状況説明、ヘルメット着用について、自己評価結果説明)

<参観>→5回(体育祭、1学期授業参観、文化祭、2学期授業参観、3学期授業参観)

<行事参加>→2回(入学式、卒業式)

#### (3) 主な提言内容

- 【学校へ】 学力向上の取組の充実、家庭学習定着の取組、読書活動の充実、地域人材活用挨拶・言葉遣い指導、問題行動への連携対応、いじめ・不登校への取組、安全指導
- 【家庭へ】 基本的生活習慣・しつけ、学習習慣づくり、挨拶や言葉遣い指導、家庭での学習の見取り、携帯・スマホのルール作り、
- 【地域へ】 登下校の安全見守り、問題行動への連携支援、いじめ・不登校への支援、地域ぐるみで子育て(挨拶・清掃等)、地域人材活用、地域行事への参加促進

### 3 平成26年度 地域学校協議会会長等研修会について

#### (1) 目的

本市教育施策や地域学校協議会の趣旨等についての理解を深める場を設定することにより、各学校の地域学校協議会のより効果的な運営実施を図るとともに、本市学校教育の円滑な推進と発展に資する。

#### (2) 研修主題・期日・会場

- ① 研修主題 地域学校協議会の今後の方向性
- ② 期日・会場 【東部】平成26年12月 3日(水) 田主丸複合文化施設  
【中部】平成26年12月 1日(月) 久留米市教育センター  
【南部】平成26年11月26日(水) 三潴公民館

#### (3) 対象者 地域学校協議会会长及び副会長

#### (4) 日程及び内容

- 13:50 開会行事
- 14:00 研修1(講話) 「久留米市の児童生徒の現状について」  
市教育委員会 学校教育課 指導主幹
- 14:20 研修2(実践報告) 「昨年度の地域学校協議会の活動について」  
市教育委員会 学校教育課 指導主事
- 14:50 研修3(協議) 「地域学校協議会の活性化を目指して」
- 16:10 研修3の発表、閉会行事

#### (5) 成果と課題 (参加者の協議内容・感想から)

##### <成果>

- ◎ 地域学校協議会委員の役割は、意見・提言に留まらず実働化に向けた働きかけも含まれているという理解が進んだ。
- ◎ 地域学校協議会委員には、家庭や地域へ発信力のある人選が必要であるという確認ができた。
- ◎ 多くの委員の考えを聞き、活用できる実践例や様々なアイディアを知ることができた。

##### <課題と改善点>

課題	改善点
●委員の役割や協議の目的が明確でない。	○任命時に資料を配布し、校長が委員の役割・仕事内容を説明して共通理解を図る。 ○協議の際に、学校の課題解決に向けて学校・家庭・地域が協働した取組を行うため、また、効果のある取組へと改善するための協議であるという目的を確認する。
●自校の課題が分かりづらい。	○学校から課題を明確にして提案する、あるいは、協議会で課題を焦点化する。
●提言の実働化に向けた道筋を示すほど協議ができない。	○従来の開催回数で提言から実働化に向けた働きかけを具体化するのが難しい場合は、協議内容を改善したり開催回数を増やしたりして対応する。

平成25年度地域学校協議会委員活動報告書（久留米市立津福小学校）

平成25年4月1日～平成26年3月31日

会議・行事等	日 時	出席委員数	内 容
授業参観 第1回 地域学校協議会	6月19日(水) 14:00～16:45	9人	授業参観、会長選出、児童の実態と本年度の学校経営方針説明、意見交流
授業参観	9月13日(金) 13:40～15:25	9人	授業参観
運動会	10月6日(日) 9:00～14:00	9人	運動会参観
日曜参観 第2回 地域学校協議会	11月10日(日) 9:00～12:00	9人	日曜参観、運動会反省、意見交流
授業参観 第3回 地域学校協議会	1月20日(月) 13:00 ～15:30	9人	授業参観 学校プランに係る意見交流
人権集会	11月30日(土) 9:40～11:30	9人	人権集会参観
授業参観	1月20日(月) 14:00～15:45	9人	授業参観
土曜授業 第4回 地域学校協議会	2月22日(土) 9:00～11:30	9人	平成25年度の学校評価報告と学校関係者評価依頼 平成26年度学校経営方針説明
成 果 ・ 課 題 等	1. 学校からの説明事項及び相談事項  【説明・報告事項】 <input type="radio"/> 平成25年度学校経営方針 <input type="radio"/> 学力実態調査結果 <input type="radio"/> 体力テスト結果 <input type="radio"/> 運動会アンケート集計結果 <input type="radio"/> 保護者・児童アンケート結果 <input type="radio"/> 自己評価結果  【相談・協議事項】 <input type="radio"/> 学校に対する地域・保護者の声 <input type="radio"/> 児童の安全確保についての取り組み <input type="radio"/> 学力向上に向けての取り組み <input type="radio"/> 基本的生活習慣の定着に向けた取り組み		

成 果 ・ 課 題 等	<p>2. 委員からの意見・提言</p> <p>(1) 委員から学校への意見・提言</p> <p>【学校経営・教育活動】</p> <p>授業改善に向け、板書や資料等の工夫をしている</p> <p>【児童生徒の様子・態度】</p> <p>生活規律の定着に向け、挨拶運動に理解と協力をする</p> <p>【地域との連携・安全確保】</p> <p>校区見守り隊との連携を強化していく。そのためにも、情報の共有化を図ることが重要である。安心メールの登録をすすめる。</p> <p>放課後学習を見守る「校区学習見守り隊」を発足させ、放課後学習の実施を支援し、子ども達の学習習慣定着へ連携して取り組む。</p> <p>(2) 委員から家庭への意見・提言</p> <p>基本的生活習慣の定着をめざし、早寝・早起き・朝ご飯運動の取り組みを今後も継続して取り組むことが重要である。</p> <p>あいさつの第一歩は、家庭からということをPTAからも啓発していくべきである。</p> <p>(3) 委員から地域への意見・提言</p> <p>上下校の見守りや放課後学習の見守りなど、地域が学校に協力できるところは、これからも連携して取り組むことが大切である。本会議からも、地域へ働きかけることにする。</p>
	<p>3. 制度の効果（校長・地域・教職員・子どもにとって）</p> <p>校長にとっては、校内の様子や子どもたちの姿を発信して知っていただき、それらを評価していただくことで、今後の学校経営について考えるよい機会となっている。また、校長の考えについて意見をいただくことで、より確かな裏付けを得て、その考えを実行できることにもなっている。</p> <p>教職員にとっては、“外の目”を意識することで、自らの、または学校としての教育活動により責任をもって取り組むことにつながっている。</p>
	<p>4. 運営上の課題</p> <p>年間3回の会議では、学校側からの説明に時間を取り、意見交流の時間が少なかった。そこで、今年度は、1月に1回会議を追加開催し、意見交流の時間を確保した。来年度は、意見交流の時間確保のためにも年間4回開催にすべきである。</p>

平成25年度地域学校協議会委員活動報告書(屏水中学校)

平成25年4月1日～平成26年3月31日

会議・行事等	日 時	出席委員数	内 容
第53回入学式	4月9日(火) 10:00～11:20	10人	入学式参列(生徒の状況把握)
体育祭	5月18日(土) 9:40～15:10	7人	体育祭見学(生徒の活動状況把握)
第1回 地域学校協議会	7月1日(月) 15:10～17:00	11人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観</li> <li>・地域学校協議会の説明</li> <li>・本年度の学校教育目標・経営方針・学校プラン等の説明</li> <li>・市教育研究指定の進捗状況</li> <li>・生徒の状況説明</li> </ul>
文化祭	10月19日(土) 8:55～14:55	8人	文化祭見学(生徒の活動状況把握)
第2回 地域学校協議会	11月28日(木) 15:00～17:00	12人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観</li> <li>・2学期の状況説明 学力面、生活面</li> <li>・学校行事(文化祭、屏水フェスタ)</li> <li>・土曜授業について</li> </ul>
第3回 地域学校協議会 (校舎改築委員会)	2月21日(金) 15:00～17:00	10人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観</li> <li>・3学期の状況説明 学力面、生活面</li> <li>・保護者アンケート調査</li> <li>・ヘルメット着用の義務化について</li> <li>・自己評価結果</li> </ul>
第52回卒業式	3月14日(金) 10:00～12:20	11人	卒業式参列(生徒の状況把握)
成 果 ・ 課 題 等	1. 学校からの説明事項及び相談事項		
	<p>【説明・報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 地域学校協議会制度の説明</li> <li><input type="radio"/> 平成24年度保護者アンケートの結果報告</li> <li><input type="radio"/> 平成24年度の学校教育目標、経営方針・重点目標、学校プラン等の説明</li> <li><input type="radio"/> 久留米市学力・学習状況調査結果の説明</li> <li><input type="radio"/> 全国学力・学習状況結果の説明</li> <li><input type="radio"/> 全国体力テスト結果の説明</li> <li><input type="radio"/> 授業に関するアンケート、生活実態調査結果の説明</li> <li><input type="radio"/> 1学期、2学期及び3学期の自己評価(教職員の自己評価等)の説明</li> <li><input type="radio"/> ヘルメット着用の義務化について</li> <li><input type="radio"/> 本年度進路状況説明</li> </ul> <p>【相談・協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 基礎学力の定着</li> <li><input type="radio"/> 家庭・地域での子育て</li> <li><input type="radio"/> 基本的生活習慣の定着</li> <li><input type="radio"/> 家庭学習の定着</li> <li><input type="radio"/> 「屏水中の当たり前」の取り組みの浸透</li> <li><input type="radio"/> 生徒指導の在り方</li> </ul>		

	<p>2. 委員からの意見・提言</p> <p>(1) 委員から学校への意見・提言</p> <p>【学校経営・教育活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「屏水版生活ノート」の取組は良い。基礎学力の向上を図ること。</li> <li>○ 不登校の数が多い。本人や家庭に問題があるかもしれない、関係機関との連携が必要。</li> <li>○ 市の研究指定を受けて「屏水スタイルの学び」に力を入れられているので、さらに取組をつづけてほしい。</li> <li>○ 交通マナーに問題がある。</li> </ul> <p>【児童生徒の様子・態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒は非常に落ち着いて生活・学習に取り組んでいるが、一部の生徒に問題がある。</li> <li>○ 部活動は活発にできている。</li> <li>○ あいさつや掃除等ももよい。</li> <li>○ 少数であるが生活面で気になる生徒がいる。家庭との連携が重要。</li> </ul> <p>【地域との連携・安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域・家庭との連携の促進。</li> <li>○ 自転車の二人乗りなど、交通ルールの徹底</li> <li>○ 地域行事への参加促進</li> <li>○ 地域での喫煙、食べ散らかしを注意</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭環境に課題を持った家庭へのサポートと関係団体との連携の必要性。</li> <li>○ 職場体験等の社会体験は教育の中では重要である。たくさん組み込んでほしい。</li> <li>○ 体罰問題で教師が萎縮しないようにしてほしい。</li> </ul>
成 果	<p>(2) 委員から家庭への意見・提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本的な生活習慣やしつけ、言葉使いは、もっと家庭で行うべき。親が学校に頼りすぎているところがある。</li> <li>○ 携帯やスマートフォンの問題は、家庭でルール作りをしたり、持たさない努力をしたり、家庭でもっと取り組むべき。</li> </ul> <p>(3) 委員から地域への意見・提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ではなかなか生徒を指導することが難しいので、学校への連絡を密にしていく。</li> <li>○ 青少年育成課や交番など、地域の関係機関と十分に連携することが重要。</li> </ul>
課 題	<p>3. 制度の効果 (校長・地域・教職員・子どもにとって)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域からの視点で、学校経営・運営等に対する適切な助言や支援が期待できる。</li> <li>○ 学校を後押ししていただくような意見をいただきて、教師は力強い。</li> </ul> <p>4. 運営上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 屏水中学校改築委員会との兼ね合いと、時間確保。</li> </ul>
等	

# 地域学校協議会とは、

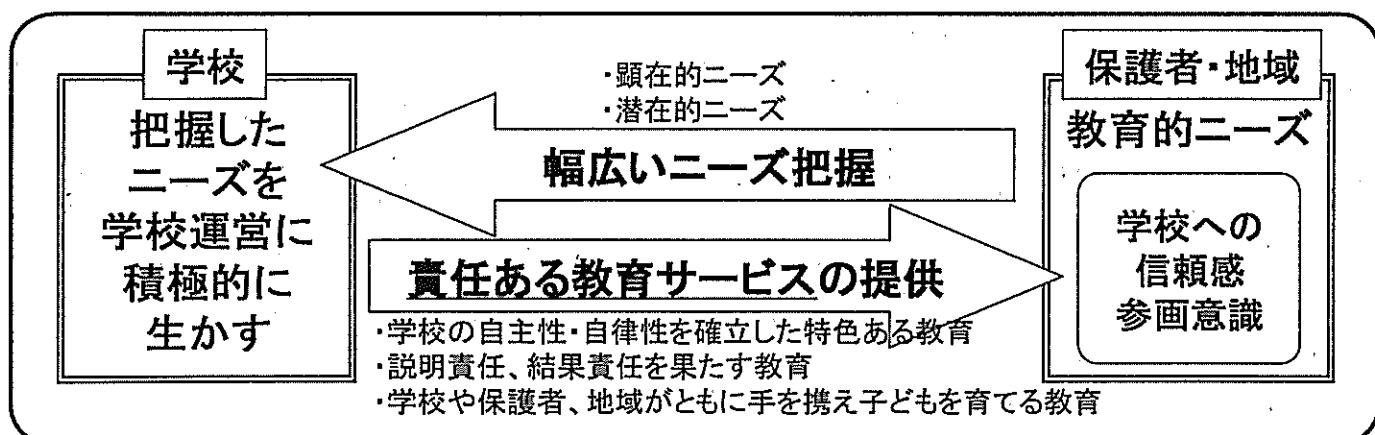
ポイント

## 地域学校協議会の概要

### 1 保護者・地域に信頼される学校をめざす新しいシステムです

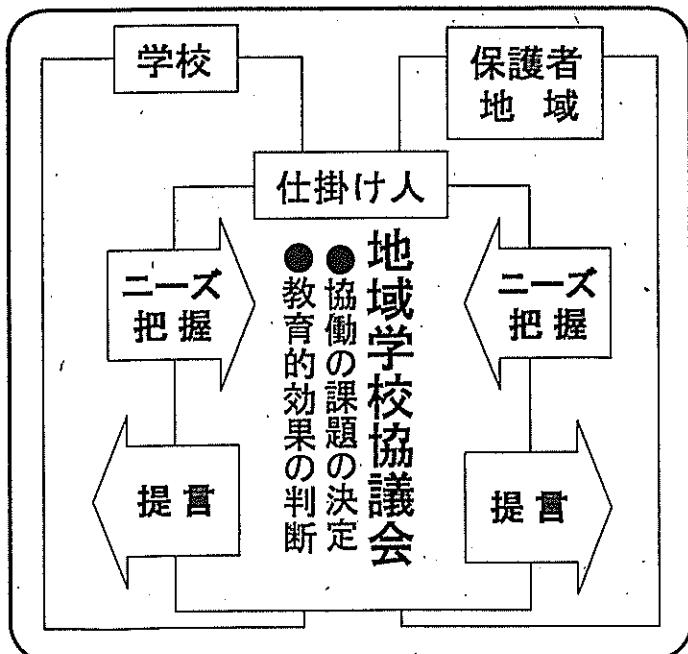
#### 【保護者・地域に信頼される学校】

- 学校教育に対する保護者や地域住民の教育的ニーズの幅広い把握
- ニーズを生かした学校経営による責任ある教育サービスの提供
- 学校教育に対する保護者・地域住民の信頼感・参画意識



#### 【地域学校協議会の働き】

- 学校と保護者・地域が協働するための「仕掛け人」的存在
- ・保護者や地域住民、学校や児童生徒の教育的ニーズから解決すべき課題を明らかにする
- ・学校と保護者・地域の双方に対して、心をひとつにした取組を行うよう提言をする



#### ●地域学校協議会のメンバー

- ・学校長及び教職員の代表
- ・保護者代表
- ・地域の代表※

※地域の代表については、地域の多様なニーズを把握できる人材であることや子どもたちの実態をよく知っている人材であることが望ましい

既存の学校評議員制度を活用することも可能

#### ●地域学校協議会の運営

- ・学校、保護者、地域が協働して取り組む課題を明らかにする
- ・学校と保護者・地域のそれぞれに提言を行う
- ・取組の教育的効果について、校長を中心に総合的な判断を行う

ポイント

## 地域学校協議会のメンバー構成と役割

2

提言止まりにならないように、提言から実動までを見通した人選を行います

### 【学校代表・保護者代表・地域代表で構成】

#### ●学校代表

- ・校長、教頭、教務主任、研究主任 など

#### ●保護者代表

- ・PTA会長、副会長、役員 など

#### ●地域代表

- ・学校評議員など教育への理解と識見を有し、地域に対して発言力のある人材

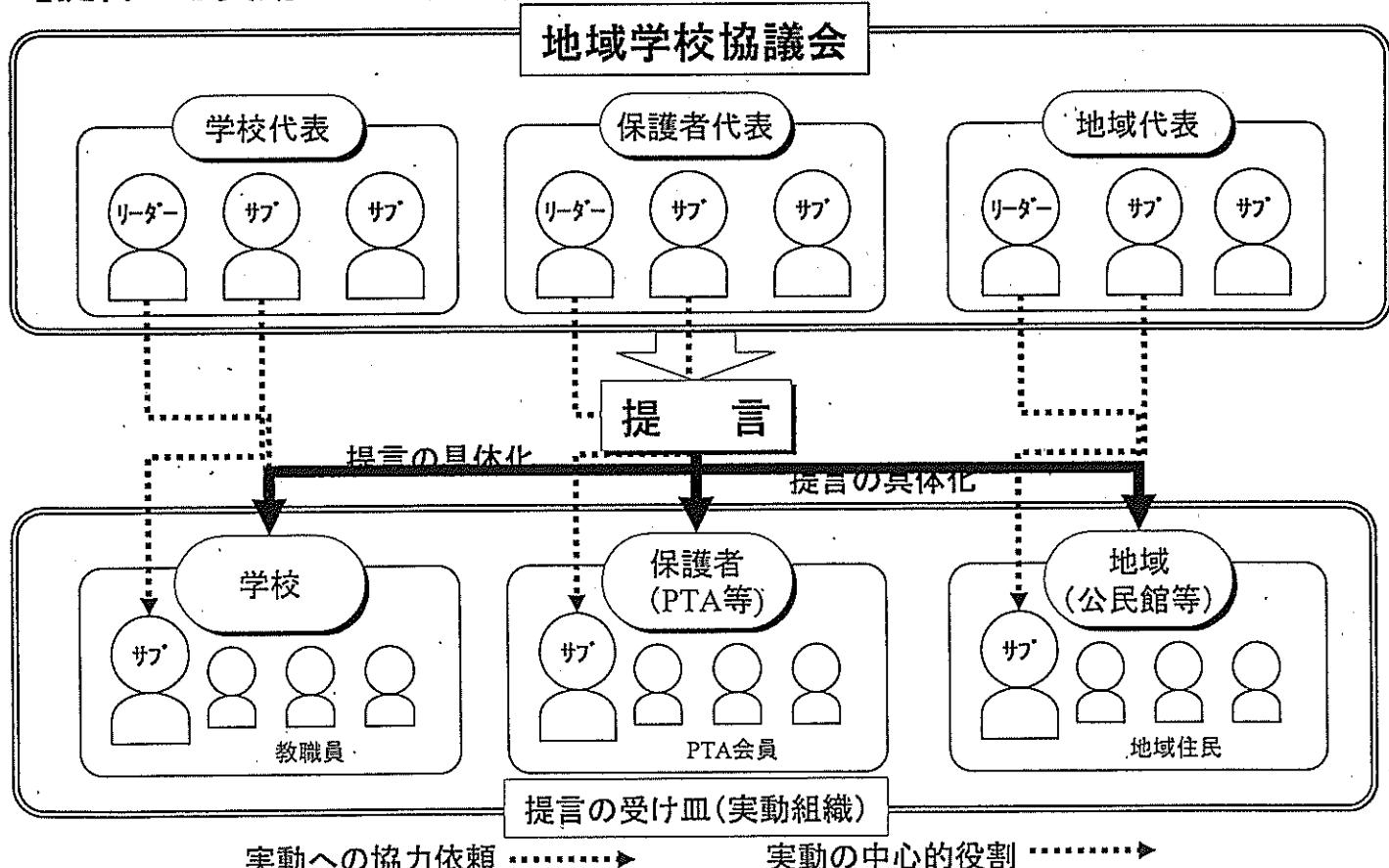
- ・地域の実情に精通し、実動のできる人材

それぞれの代表を、発言力のあるリーダーと実動の際に中心的に動けるサブリーダーで構成します

### 例)山川小学校地域学校協議会のメンバー構成

学校	保護者	地域
校長	PTA会長【地域学校協議会副会長】	地域づくり振興会会长【地域学校協議会長】
教頭	PTA副会長	コミュニティーセンター長【地域学校協議会副会長】
教務主任	PTA副会長	コミュニティーセンター青少年育成部長
研究主任	PTA副会長	元PTA会長
		民生児童委員
		人権啓発推進委員

### 【提言から実動までの流れ】



## 学校給食費の改定について

久留米市の市立小・中学校（久留米特別支援学校を含む）において、4月から約16年振りに給食費を改定。

### 1. 改定額

小学校で、現行の月額 3,600 円から 500 円値上げ 月額 4,100 円

中学校で、現行の月額 4,100 円から 500 円値上げ 月額 4,600 円

1食あたり：小学校 208.42 円 → 231.28 円

中学校 237.37 円 → 259.49 円

### 2. 改定の時期

小・中学校とともに平成27年4月

### 3. 改定理由

前回の改定後、精米・パン・牛乳の基本物資価格の上昇や、その他さまざまな食材の価格変動に対し、これまで、献立の工夫などを行い、安全・安心で、美味しく、安価（中核市や県内でも非常に安い）な給食を提供している。しかしながら、近年食材の価格が高騰していることや、平成26年4月からの消費税増税などを背景に、美味しく、栄養バランスの整った給食を提供し続けるため、給食費の改定を行う。

#### ＜参考＞

##### 改定前

小学校 1食あたり 208.42 円  
中学校 1食あたり 237.37 円  
これらは全国中核市の中でも  
小学校は 39 市中 37 番目  
中学校は 36 市中 36 番目  
と、かなり低価格でした。

##### 改定後

小学校 1食あたり 231.28 円  
中学校 1食あたり 259.49 円  
を全国中核市でみると  
小学校は 39 市中 30 番目  
中学校は 36 市中 31 番目  
となり、全国中核市の平均（小学校 244.30 円・中学校 290.36 円）  
を下回って低価格です。

定例教育委員会資料

平成27年1月29日

教育部学校教育課

## 平成27年度 入学式期日について

- 小学校 4月 9日（木）
- 中学校 4月 8日（水）
- 久留米特別支援学校小・中・高等部 4月10日（金）
- 南筑高等学校 4月 7日（火）
- 久留米商業高等学校 4月 7日（火）
- 三井中央高等学校 4月 7日（火）